

福津市地域包括支援センター業務委託について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり参加希望者を募集します。

令和8年6月22日

福津市長 福井 崇郎

1 契約担当部局

〒811-3293 福津市中央1丁目1番1号
福津市健康福祉部高齢者サービス課介護保険係
電話 0940-43-8191
FAX 0940-34-3881
e-mail koreisha@city.fukutsu.lg.jp

2 業務の概要

- (1) 業務名 福津市地域包括支援センター業務
- (2) 業務内容 別添「福津市包括支援センター業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

3 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、地域包括支援センター業務を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人で、次に掲げる要件を満たしていること。

- (1) 福岡県内に主たる事務所を有する民間企業、特定非営利団体活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センターの設置者、地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合、その他の法人であること。
※「その他の法人」とは医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的とする一般社団法人、一般財団法人等のことをいう。
- (2) 法人及びその役員が、福津市暴力団等追放推進条例（平成21年福津市条例第17号）に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等又は、暴力団経営支配法人等でないこと。
- (3) 宗教活動及び政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされて

いる者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（更生手続開始の決定若しくは再生計画許可の決定が参加申込期日以前になされているものを除く。）

- (6) 参加表明書の提出日から契約締結日までのいずれの日においても福津市から指名停止等措置要綱（平成17年福津市告示第6号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。ただし、福津市一般（指名）競争入札参加資格審査登録名簿に登載されていない場合は、福岡県内の公共機関から指名停止措置を受けていない者であること。
- (7) 国税、県税及び市税の滞納がないこと。
- (8) 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の2第2項の規定に該当しない者であること。（指定介護予防支援事業所としての基準）

4 実施要領等の交付期間及び方法

福津市地域包括支援センター業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領及び様式等（以下「実施要領等」という。）の交付は、次のとおりとする。

(1) 交付期間

令和8年6月22日から令和8年8月21日まで

(2) 交付方法

福津市ホームページからのダウンロードにより交付する。

ホームページ URL <https://www.city.fukutsu.lg.jp/>

ホーム > 産業・ビジネス > 入札・契約情報 > プロポーザル方式

5 参加手続等

(1) 参加表明書の提出

参加希望者は、実施要領等で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

ア 提出期限 令和8年7月13日（月）午後5時まで

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法 持参によること。（郵送、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない）

(2) 参加資格の確認等

3に定める参加資格要件の確認を行い、確認結果を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

(3) 企画提案書の提出

(2)で企画提案書の提出を依頼された者は、次のとおり企画提案書を提出しなければならない。

ア 提出期限 令和8年8月5日（水）午後5時まで

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法 持参によること。(郵送、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない)

6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

7 受注候補者の特定

福津市包括支援センター業務委託プロポーザル審査会設置要綱に基づき設置する審査会において、実施要領等で定めた評価基準及び審査方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務の受注候補者として特定する。

8 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

受注候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴収し随意契約の方法により契約を締結する。

(2) 契約保証金

要する。ただし、福津市財務規則（平成17年福津市規則第138号）第139条の規定に該当する場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否 要する。

(4) 支払条件 年4回 分割払いとする。

9 その他

1 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 参加表明及び企画提案に係る書類作成並びに提出に要する費用は、提出者の負担とする。

3 提出された書類は返還しない。

4 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

5 受注候補者に特定された者であっても、契約締結までの間に、3に掲げる要件を満たさなくなった場合は、当該候補者とは契約を締結しない。